

議案第12号

大口町明日のまちづくり基金条例の制定について

大口町明日のまちづくり基金条例を別紙のように定めるものとする。

平成22年3月3日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域手当の廃止、普通財産の処分等に伴う財源を本町の  
明るい未来のためのまちづくりの事業に充てるため、大口町明日のまちづくり基金  
を設置することに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

## 大口町明日のまちづくり基金条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、大口町明日のまちづくり基金の設置、管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 本町の明るい未来の創造に資する次に掲げる事業の円滑な推進を図るため、大口町明日のまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 将来のまちづくりに資する公共施設の建設事業
- (2) 公有地取得又は公共施設の改修事業

### (積立)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

### (管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第7条 基金として積み立てた額は、第2条の目的を達成するために行う事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。